

令和 3 年



第 2 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

報告第1号

令和2年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費について

令和2年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和2年度恵庭市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事	業	名	額	翌年繰越額	既特額	の			内		記																										
								収入	支出	繰越	財源	財源		財源																									
				金額				収入	支出	繰越	財源	財源	財源																										
2	1	総務管理費	市制施行50周年記念事業費(50周年事業室) (市制施行50周年記念プログラムに係る経費)	市制施行50周年記念事業費(50周年事業室) (市制施行50周年記念プログラムに係る経費)	7,815,000	7,815,000			7,815,000																														
					総務管理費	市史編さん業務委託費	市史編さん業務委託費	6,642,000	6,642,000								6,642,000																						
								総務管理費	地域経済活性化支援事業補助金	地域経済活性化支援事業補助金	3,840,000	3,840,000								853,000																			
											総務管理費	学校感染予防対策事業費	学校感染予防対策事業費	15,600,000	15,600,000								1,732,000																
														総務管理費	GIGAスクール推進事業費	GIGAスクール推進事業費	217,691,000	217,691,000								31,734,000													
																	総務管理費	高度無線環境整備事業費	高度無線環境整備事業費	142,323,000	142,323,000					25,000,000			117,323,000										
																				総務管理費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業)	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業)	112,488,000	112,488,000															
																							民生費	自立支援給付審査支払等システム改修委託費	自立支援給付審査支払等システム改修委託費	1,020,000	1,020,000								511,000				
																										農林水産業費	農業振興対策事業補助金	農業振興対策事業補助金	26,500,000	26,500,000									
																													4	都市計画費	島松駅周辺再整備等整備事業補助金	島松駅周辺再整備等整備事業補助金	47,000,000	46,900,000					
4	都市計画費	全国都市緑化フェア開催事業費 (会場基盤整備に係る実施設計委託)	全国都市緑化フェア開催事業費 (会場基盤整備に係る実施設計委託)	18,253,000																													15,140,000					3,840,000	11,300,000
				8	土木費	住宅寿命化改修整備事業費	住宅寿命化改修整備事業費																										60,786,000	60,786,000					
								5	住宅費	恵央団地3号棟改修繕工事																							恵央団地3号棟改修繕工事	13,013,000	13,013,000				

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左記既入財の未入財	財源			内	訳
						収入	支出	定額		
						国・道	支	額	価	源
10 教育費	2 小学校費	恵み野旭小学校校舎・講堂煙突石綿対策事業費 (学校施設環境改善交付金事業)	32,522,000	32,522,000		10,931,000 (国)			21,500,000	91,000
	4 社会教育費	成人式に係る経費	667,000	665,082						665,082
	合	計	706,160,000	689,820,995		361,350,913 (国) 334,850,913 (道)	36,655,000	107,400,000	184,415,082 (繰越金) 20,973,082 (財政調整基金繰入金) 163,442,000	

報告第2号

令和2年度恵庭市一般会計予算の事故繰越しについて

令和2年度恵庭市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和2年度恵庭市一般会計事故繰越し繰越計算書

(円)

款	項	事業名	支出行為	左の内訳		支出負担額	翌年度繰越額	既特	左の財源内訳				説明	
				支出	支出未済額				収入	特定財源				一般財源
										国・道	支	出		
10 教育費	2 小学校費	恵庭小学校 長寿命化 改良事業費 (明許繰越)	251,548,136	199,279,436	52,268,700	8,766,864	61,035,564			(国) 26,403,000		26,200,000	8,432,564	工事の遅延
合	計		251,548,136	199,279,436	52,268,700	8,766,864	61,035,564			(国) (26,403,000)		26,200,000	8,432,564 (繰越金) (8,432,564)	

報告第3号

令和2年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越について

令和2年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和2年度恵庭市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円		
1資本的支出	1建設改良費	管渠整備事業 (分流化)	73,970,000	0	73,970,000	22,000,000	46,800,000	5,170,000	0		国の補正予算(第3号)に係る補助採択を踏まえ、分流化の促進を図るため、関連した単独事業とともに、当初計画を前倒しの上、予算を繰越したものの。
	計		73,970,000	0	73,970,000	22,000,000	46,800,000	5,170,000	0		

議案第1号

人権擁護委員候補者の推薦の同意について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので同意を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 三 谷 一 行

〔住 所〕

〔生年月日〕

〔氏 名〕 田 坂 恭 子

〔住 所〕

〔生年月日〕

人権擁護委員候補者の推薦

退任となる委員

氏名	三谷一行	生年月日	
住所			
任期	自平成30年10月1日～至令和3年9月30日		
退任事由	任期満了		

推薦する委員（再推薦）

氏名	三谷一行	生年月日	
住所			
任期	自令和3年10月1日～至令和6年9月30日		
最終学歴			

<公職歴>

平成30年10月～現在	人権擁護委員
令和元年12月～現在	民生委員児童委員

<職歴>

昭和51年	6月～	昭和56年	3月	斜里町立斜里小学校	教諭
昭和56年	4月～	昭和61年	3月	美幌町立古梅小学校	教諭
昭和61年	4月～	平成2年	3月	北見市立三輪小学校	教諭
平成2年	4月～	平成6年	3月	紋別市立潮見小学校	教諭
平成6年	4月～	平成8年	3月	佐呂間町立知来小学校	教諭
平成8年	4月～	平成10年	3月	佐呂間町立知来小学校	教頭
平成10年	4月～	平成14年	3月	網走市立網走小学校	教頭
平成14年	4月～	平成18年	3月	佐呂間町立仁倉小学校	校長
平成18年	4月～	平成21年	3月	網走市立潮見小学校	校長
平成21年	4月～	平成23年	3月	北見市立北光小学校	校長
平成23年	5月～	平成24年	3月	恵庭市立恵み野小学校	初任者研修講師
平成24年	4月～	平成25年	3月	恵庭市立松恵小学校	初任者研修講師
平成25年	4月～	平成29年	3月	恵庭市学童クラブ	支援員

根拠法令	人権擁護委員法
定数	10人
任期	3年
資格（推薦）要件	市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。
禁止事項等	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで若しくは執行を受けることがなくなるまでの者、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者又は日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入した者のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

議案第2号

恵庭市手数料徴収条例の一部改正について

恵庭市手数料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 恵庭市手数料徴収条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

低炭素建築物新築等計画 変更認定	1戸	ア 工事の着手予定時期 及び完了予定時期の変 更のみの場合 1戸又 は1棟につき1,000 円 イ 住戸を単位として変 更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に 係る1棟の住宅の当該 申請の対象である戸数 の区分に応じ、それぞれ	都市の低炭素 化の促進に関 する法律第5 4条第2項の 規定による申 出をする場合 にあつては、 建築物に関す る確認に係る 手数料の額を 加算した金額
---------------------	----	---	--

次に定める金額

を徴収する。

(ア) 1戸のもの 1万円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円)

(イ) 2戸以上5戸以下のもの 2万1,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)

(ウ) 6戸以上10戸以下のもの 3万1,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、8,000円)

(エ) 11戸以上のもの 4万4,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、1万4,000円)

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に

		<p>定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 12万 円(評価機関審査を受 けた場合にあつては、 5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 20 万1,000円(評価 機関審査を受けた場 合にあつては、1万 4,000円)</p>	
建築物エネルギー消費性 能向上計画認定	1件	<p>ア 住戸を単位として認 定を申請する場合 次 に掲げる当該申請に係 る1棟の住宅の当該申 請の対象である戸数の 区分に応じ、それぞれ次 に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1 戸のもの 次に掲げ る床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ次 に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が2</p>	<p>1 同一の建 築物に係る この項のア 及びイの認 定を同時に 申請する場 合は、当該 アの申請に 係る手数料 は、徴収し ない。</p> <p>2 住宅(共 同住宅を除</p>

	<p>00平方メートル以下のもの 3万8,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>イ 共同住宅の用途に供</p>	<p>く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認</p>
--	--	--

	<p>として認定を申請する場合 ア(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円)</p>	<p>定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第30条第2項の規定による申出をする</p>
--	---	---

	<p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 24万7,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成2</p>	<p>場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算したとする。</p>
--	---	--

7年法律第53号)

第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、1万1,000円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 39万9,000円
(判定機関審査を受けた場合にあつては、3万円)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る

		<p>1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 9 万 5,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、1 万 1,000 円)</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 15 万 9,000 円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、3 万円)</p>	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	1 件	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1 戸又は 1 棟につき 1,000 円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の当該</p>	<p>1 同一の建築物に係るこの項のイ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手</p>

	<p>申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 2万2,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 2万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、</p>	<p>数料は、徴収しない。</p> <p>2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外</p>
--	--	--

	<p>1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの 7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円)</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イ(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあ</p>	<p>の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のイの変更認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収</p>
--	--	---

	<p> っては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円) エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分 </p>	<p> しない。 5 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。 </p>
--	--	---

に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12万9,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 21万4,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円）

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の

		<p>床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 5万3,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 9万4,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、3万円)</p>	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定	1件	<p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性</p>	<p>1 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位</p>

	<p>能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 3万7,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円）</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万1,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円）</p> <p>(イ) 当該申請に係る</p>	<p>として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びウに規定する金額を合計した</p>
--	---	---

	<p>建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 1万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 2万円(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する</p>	<p>金額とする。</p>
--	--	---------------

場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(ア) 当該申請に係る
建築物について基準
省令第1条第1項第
2号イ(1)及びロ
(1)に適合している

旨の認定を申請する
場合 次に掲げる当
該申請に係る1棟の
建築物の床面積の合
計の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル
以下のもの 7万
4,000円(評価
機関審査を受けた
場合にあつては、1
万円)

b 床面積の合計が3
00平方メートル
を超えるもの 1
2万4,000円
(評価機関審査を
受けた場合にあつ

ては、2万1,000円)

(イ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 3万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 6万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万1,000円)

ウ 住宅以外の用途に供
する一の建築物を単位
として認定を申請する
場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(ア) 当該申請に係る
建築物について基準
省令第1条第1項第
1号イに適合してい
る旨の認定を申請す
る場合 次に掲げる
当該申請に係る1棟
の建築物の床面積の
合計の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金
額

a 床面積の合計が3
00平方メートル
以下のもの 24
万6,000円(判
定機関審査を受け
た場合にあつては、
1万円)

b 床面積の合計が3
00平方メートル
を超えるもの 3

9万8,000円

(判定機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)

(イ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9万4,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、1万円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万7,000円

		(判定機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)	
--	--	------------------------------	--

」を

「

低炭素建築物新築等計画 変更認定	1戸	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸のもの 1万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2,000円)</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以下のもの 2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円)</p>	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴収する。
---------------------	----	--	--

(ウ) 6戸以上10戸
以下のもの 3万1,
000円(評価機関審
査を受けた場合に
あつては、8,000円)

(エ) 11戸以上の
もの 4万4,000円
(評価機関審査を
受けた場合に
あつては、
1万4,000円)

ウ 住宅以外の用途に供
する一の建築物を単位
として認定を申請する
場合 次に掲げる当該
申請に係る1棟の建築
物の床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル
以下のもの 12万
円(評価機関審査を
受けた場合に
あつては、
5,000円)

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル
を超えるもの 20

		万1,000円(評価 機関審査を受けた場 合にあつては、1万 4,000円)	
建築物エネルギー消費性 能適合性判定手数料	1件	ア 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令(平成28年経済産 業省・国土交通省令第1 号。以下「省令」という。) 第1条第1項第1号イ に適合するかどうかの 判定を受ける場合 次 に掲げる当該判定に係 る1棟の建築物のうち 住宅以外の用途に供す る部分(増築又は改築の 場合にあつては、当該増 築又は改築に係る部分 に限る。)(エネルギー消 費性能の算定の対象に 該当しない部分を除 く。)の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 22万	

6, 000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル
を超えるもの 28
万3, 000円

イ 省令第1条第1項第
1号ロに適合するかど
うかの判定を受ける場
合 次に掲げる当該判
定に係る1棟の建築物
のうち住宅以外の用途
に供する部分(増築又は
改築の場合にあつては、
当該増築又は改築に係
る部分に限る。)(エネル
ギー消費性能の算定の
対象に該当しない部分
を除く。)の床面積の合
計の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル
以下のもの 8万7,
000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル
を超えるもの 11

		<p>万1,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1万7,000円</p>	
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(軽微な変更を除く。)に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件	<p>ア 省令第1条第1項第1号イに適合するかどうかの判定を受ける場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の</p>	

対象に該当しない部分
を除く。)の床面積の合
計の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル
以下のもの 11万
8,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル
を超えるもの 15
万円

イ 省令第1条第1項第
1号ロに適合するかど
うかの判定を受ける場
合 次に掲げる当該判
定に係る1棟の建築物
のうち住宅以外の用途
に供する部分(増築又は
改築の場合にあっては、
当該増築又は改築に係
る部分に限る。)(エネル
ギー消費性能の算定の
対象に該当しない部分
を除く。)の床面積の合
計の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

		<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 4万9, 000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 6万 4,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場 合以外の場合 次に掲 げる当該判定に係る1 棟の建築物のうち住宅 以外の用途に供する部 分の床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 1万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 1万 7,000円</p>	
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	1件	ア 建築物エネルギー消費性能確保計画が省令第1条第1項第1号イに適合しているものと	

して判定を受けていた
場合 次に掲げる当該
判定に係る1棟の建築
物のうち住宅以外の用
途に供する部分(増築又
は改築の場合にあって
は、当該増築又は改築に
係る部分に限る。)(エネ
ルギー消費性能の算定
の対象に該当しない部
分を除く。)の床面積の
合計の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル
以下のもの 11万
8,000円

(イ) 床面積の合計が3
00平方メートルを
超えるもの 15万
円

イ 建築物エネルギー消
費性能確保計画が省令
第1条第1項第1号ロ
に適合しているものと
して判定を受けていた
場合 次に掲げる当該

判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）

（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4万9,000円

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 6万4,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次

		<p>に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 1万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 1万 7,000円</p>	
建築物エネルギー消費性 能向上計画認定	1件	<p>ア 住戸を単位として認 定を申請する場合 次 に掲げる当該申請に係 る1棟の住宅の当該申 請の対象である戸数の 区分に応じ、それぞれ次 に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1 戸のもの 次に掲げ る床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ次 に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が2 00平方メートル 以下のもの 3万 8,000円(評価 機関審査を受けた 場合にあつては、 6,000円)</p>	<p>1 同一の建 築物に係る この項のア 及びイの認 定を同時に 申請する場 合は、当該 アの申請に 係る手数料 は、徴収し ない。</p> <p>2 住宅(共 同住宅を除 く。)の用途 に供する部 分及び共同 住宅以外の 用途に供す る部分を有</p>

	<p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 ア(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)及</p>	<p>する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びウに規</p>
--	---	---

	<p>び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係</p>
--	---	---

(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	る手数料の額を加算した金額とする。
a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 24万7,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場	

合にあつては、1万
1,000円)

b 床面積の合計が3
00平方メートル
を超えるもの 3
9万9,000円
(判定機関審査を
受けた場合にあつ
ては、3万円)

(イ) 当該申請に係る
建築物のエネルギー
消費性能が省令第1
0条第1号イ(2)及
びロ(2)に適合して
いる旨の認定を申請
する場合 次に掲げ
る当該申請に係る1
棟の建築物の床面積
の合計の区分に応じ、
それぞれ次に定める
金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル
以下のもの 9万
5,000円(判定
機関審査を受けた
場合にあっては、1

		<p>万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万9,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円)</p>	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	1件	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル</p>	<p>1 同一の建築物に係るこの項のイ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有</p>

		<p>以下のもの 2万 2,000円(評価 機関審査を受けた 場合にあつては、 6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が2 00平方メートル を超えるもの 2 万4,000円(評 価機関審査を受け た場合にあつては、 6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2 戸以上4戸以下のも の 4万4,000円 (評価機関審査を受 けた場合にあつては、 1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5 戸以上のもの 7万 4,000円(評価機 関審査を受けた場合 にあつては、2万3, 000円)</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供 する一の建築物を単位 として変更認定を申請</p>	<p>する一の建 築物を単位 として変更 認定を申請 する場 合は、それぞ れの部分に つきこの項 のイ及びエ に規定する 金額を合計 した金額と する。</p> <p>3 共同住宅 の用途に供 する部分及 びそれ以外 の用途に供 する部分を 有する一の 建築物を単 位として変 更認定を申 請する場 合は、それぞ れの部分に つきこの項</p>
--	--	---	---

	<p>する場合 イ(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>エ 住宅以外の用途に供</p>	<p>のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のイの変更認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、こ</p>
--	---	---

	<p>する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 2</p>	<p>の項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。</p>
--	--	---

1万4,000円

(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円)

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 5万3,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 9万4,000円(判

		定機関審査を受けた場合にあつては、 3万円)	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定	1件	<p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（ア） 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 3万7,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、</p>	<p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外</p>

	<p>5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 1万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が2</p>	<p>の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>
--	---	--

00平方メートル
を超えるもの 2
万円（評価機関審査
を受けた場合に
あつては、5,000
円）

イ 共同住宅の用途に供
する一の建築物を単位
として認定を申請する
場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

（ア） 当該申請に係る
建築物について省令
第1条第1項第2号
イ（1）及びロ（1）
に適合している旨の
認定を申請する場合
次に掲げる当該申請
に係る1棟の建築物
の床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ次
に定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル
以下のもの 7万
4,000円（評価

機関審査を受けた
場合にあつては、1
万円)

b 床面積の合計が3
00平方メートル
を超えるもの 1
2万4,000円
(評価機関審査を
受けた場合にあつ
ては、2万1,00
0円)

(イ) 当該申請に係る
建築物について省令
第1条第1項第2号
イ(2)及びロ(2)
に適合している旨の
認定を申請する場合
次に掲げる当該申請
に係る1棟の建築物
の床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ次
に定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル
以下のもの 3万
5,000円(評価
機関審査を受けた

場合にあつては、1
万円)

b 床面積の合計が3
00平方メートル
を超えるもの 6
万1,000円(評
価機関審査を受け
た場合にあつては、
2万1,000円)

ウ 住宅以外の用途に供
する一の建築物を単位
として認定を申請する
場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(ア) 当該申請に係る
建築物について省令
第1条第1項第1号
イに適合している旨
の認定を申請する場
合 次に掲げる当該
申請に係る1棟の建
築物の床面積の合計
の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル

以下のもの 24
万6,000円(判
定機関審査を受け
た場合にあつては、
1万円)

b 床面積の合計が3
00平方メートル
を超えるもの 3
9万8,000円
(判定機関審査を
受けた場合にあつ
ては、2万9,00
0円)

(イ) 当該申請に係る
建築物について省令
第1条第1項第1号
ロに適合している旨
の認定を申請する場
合 次に掲げる当該
申請に係る1棟の建
築物の床面積の合計
の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル
以下のもの 9万
4,000円(判定

		<p>機関審査を受けた 場合にあつては、1 万円)</p> <p>b 床面積の合計が3 00平方メートル を超えるもの 1 5万7,000円 (判定機関審査を 受けた場合にあつ ては、2万9,00 0円)</p>	
--	--	--	--

」に

改める。

第2条 恵庭市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

身分に関する証明	1通	300円	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)による通知カードの再交付	1件	500円	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号カードの再交付	1件	800円	

」を

「

身分に関する証明	1 通	3 0 0 円	
----------	-----	---------	--

」に

改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

恵庭市手数料徴収条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行		改正案	
第1条～第7条（略）		第1条～第7条（略）	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
種類	金額	金額	備考
	単位	額	
(略)			
建築関係	(略)		
	1戸	ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更の場合 1戸又は1棟につき1,000円 イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸のもの 1万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2,000円) (イ) 2戸以上5戸以下のもの 2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 3万1,000円(評価機	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴収する。
建築関係	1戸	ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更の場合 1戸又は1棟につき1,000円 イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1戸のもの 1万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2,000円) (イ) 2戸以上5戸以下のもの 2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 3万1,000円(評価機	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴収する。

現行		改正案	
<p>関審査を受けた場合にあっては、<u>8,000円</u></p> <p>(エ) <u>11戸以上のもので4万4,000円</u>(評価機関連審査を受けた場合にあっては、<u>1万4,000円</u>)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が<u>300平方メートル以下</u>のもの <u>12万円</u>(評価機関連審査を受けた場合にあっては、<u>5,000円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え</u>るもの <u>20万1,000円</u>(評価機関連審査を受けた場合にあっては、<u>1万4,000円</u>)</p>	<p>関審査を受けた場合にあっては、<u>8,000円</u></p> <p>(エ) <u>11戸以上のもので4万4,000円</u>(評価機関連審査を受けた場合にあっては、<u>1万4,000円</u>)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が<u>300平方メートル以下</u>のもの <u>12万円</u>(評価機関連審査を受けた場合にあっては、<u>5,000円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え</u>るもの <u>20万1,000円</u>(評価機関連審査を受けた場合にあっては、<u>1万4,000円</u>)</p>		
<p>1件</p> <p>建築物エネルギー消費性能</p>	<p>1件</p> <p>建築物エネルギー消費性能</p>	<p>1. 同一の建築物に係るこの項の及及びイの認定を同時</p>	<p>1. 同一の建築物に係るこの項の及及びイの認定を同時</p>
<p>ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		
<p>1件</p> <p>建築物エネルギー消費性能</p>	<p>1件</p> <p>建築物エネルギー消費性能</p>		

現行		改正案	
向上 計画 認定	<p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 3万8,000円(評価機関審査を受けた場合)は、6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万3,000円(評価機関審査を受けた場合)は、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合)は、1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合)は、2万3,000円)</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 ア(イ)及びウに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の</p>	適 合 性 判 定 手 数 料	<p>場 合</p> <p>次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合)は、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)(床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 22万6,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 28万3,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに適合するかどうかの判定を受けられる場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合)は、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)(床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

現行	改正案
<p>区分に応じ、それぞれア(イ)及びウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万6,000円(評価機関連審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの12万6,000円(評価機関連審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請</p>	<p>金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及び、それ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又は</p>
	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの8万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの11万1,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合、次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの1万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの1万7,000円</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イに適合するかどうかの判定を受ける場合、次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)の床面積の合</p>
	<p>1件</p> <p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更(</p>

現行	改正案
<p>する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 24万7,000円(建築物の向エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 39万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請</p>	<p>計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11万8,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに適合するかどうかの判定を受けける場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 6万4,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該判定</p>
<p>ウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加</p>	<p>軽微な変更を除く。)に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>

現行			改正案		
建築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 変 更 認 定	1件	<p>算したとす</p> <p>する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9万5,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、3万円)</p>	建築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 軽 微 変 更 該 当 証 明 書 交 付 手 数 料	1件	<p>に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1万8,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1万7,000円</p>
建築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 軽 微 変 更 該 当 証 明 書 交 付 手 数 料	1件	<p>1 同一の建築物に係るこの項のイ及びウの変更を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p>	建築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 軽 微 変 更 該 当 証 明 書 交 付 手 数 料	1件	<p>に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 1万8,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1万7,000円</p>

現行	改正案
<p>2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合、それぞれの部分につきこの項のイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 2万2,000円(評価機関審査を受けた場合)は、6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 2万4,000円(評価機関審査を受けた場合)は、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの4万4,000円(評価機関審査を受けた場合)は、1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの7万4,000円(評価機関審査を受けた場合)は、2万3,000円)</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合イ(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸</p>	<p>15万円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能確保計画が省令第1条第1項第1号ロに適合しているものとして判定を受けていた場合次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合)は、当該増築又は改築に係る部分に限る。(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの4万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの6万4,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該判定に係る1棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの1</p>

現行	改正案
<p>以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 4 万 4,000 円(評価機関連審査を受けた場合)については、1 万 1,000 円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 7 万 4,000 円(評価機関連審査を受けた場合)については、2 万 3,000 円)</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面</p> <p>部分及び別の用途に供する部分有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合、それぞれその部分につきこの項のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のイの変更認定を</p>	<p>万円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 1 万 7,000 円</p> <p>ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が 1 戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの 3 万 8,000 円(評価機関連審査を受けた場合)については、6,000 円)</p> <p>b 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 4 万 3,000 円(評価機関連審査を受けた場合)については、6,000 円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以下のもの 7 万 6,000 円(評価機関連審査を受けた場合)については、1 万 1,000 円</p> <p>1 1 件</p> <p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 認定</p> <p>1 同一の建築物に係るこの項のア及びイの認定を同時に申請する場合、当該申請に係る当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分有する一の建</p>

現行		改正案		
<p>積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 12 万 9, 000 円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1 万 1, 000 円)</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 21 万 4, 000 円(判定機関審査を受けた場合にあつては、3 万円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 5 万 3, 000 円(判定機関審査を受けた場合にあつては 1 万 1, 000 円)</p>	<p>同時に申請すると きは、当該申請 イの申請 に係る手 数料は、徴 収しない。</p> <p>5 法第 31 条第 2 項 において 準用する 法第 30 条 第 2 項の 規定によ る申出を する場合 にあつて は、この項 に規定す る金額に 建築物に 関する確 認に係る 手数料の 額を加算 した金額 とする。</p>		<p>(ウ) 住宅の戸数が 5 戸以上のもの 12 万 6, 000 円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2 万 3, 000 円)</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 ア(イ)及びウに掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)及びウに掲げる金額に、次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 7 万 6, 000 円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1 万 1, 000 円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 12 万 6, 000 円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2 万 3, 000 円)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一</p>	<p>建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の ア及びウ に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>3. 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それ</p>

現行		改正案	
建築エネルギー消費性能基準適合認定	<p>1件</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 200 平方メートル以下のもの 24 万 7, 000 円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、1 万 1, 000 円)</p> <p>b 床面積の合計が 200 平方メートルを超えては、5,000 円)</p> <p>b 床面積の合計が 200 平方メートルを超えては、9 万 4, 000 円(判定機関審査を受けた場合において、は、3 万円)</p>	<p>1 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分の有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第 35 条第 2 項の規定による申出</p>	<p>それぞれの部分につきこの項の及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第 35 条第 2 項の規定による申出</p>

現行	改正案
<p>方メートルを超えるもの 4万1,000円(評価機関審査を受けた場合)は、5,000円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 1万9,000円(評価機関審査を受けた場合)は、5,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 2万円(評価機関審査を受けた場合)は、5,000円)</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を場合、それぞれこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p>
<p>をすする場 合にあつ ては、この 項に規定 する金額 に建築物 に關する 確認に係 る手数料 の額を加 算した金 額とする。</p>	<p>審査を受けた場合にあつては、3万円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9万5,000円(判定機関審査を受けた場合)は、1万1,000円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 15万9,000円(判定機関審査を受けた場合)は、3万円)</p> <p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の</p>
<p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上</p>	<p>1件</p> <p>1 同一の建築物に係るこのイ及びウの変更を同時に申</p>

現行	改正案
<p>(ア) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 7万4,000円(評価機関連関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 12万4,000円(評価機関連関審査を受けた場合にあつては、2万1,000円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 2万2,000円(評価機関連関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 2万4,000円(評価機関連関審査を受けた場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 4万4,000円(評価機関連関審査を受けた場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上のもの 7万4,000円(評価機関連関審査を受けた場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イ(イ)及</p>
計画変更認定	<p>請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれその部分につきこの項のイ及びウに規定する金</p>

現行	改正案
<p>ウ</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 3 万 5,000 円(評価機関連審査を受けた場合)にあっては、1 万円)</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 6 万 1,000 円(評価機関連審査を受けた場合)にあっては、2 万 1,000 円)</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物について基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 24 万 6,000 円(判定機関連審査を受けた場合)にあっては、</p>	<p>び(ウ)に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 4 万 4,000 円(評価機関連審査を受けた場合)にあっては、1 万 1,000 円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 7 万 4,000 円(評価機関連審査を受けた場合)にあっては、2 万 3,000 円)</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の</p> <p>額を合計した金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれこの項のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>4 イ又はウの場合</p>

現行	改正案
<p>ては、<u>1万円</u>)</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超えるもの <u>39万8,000円</u>(判定機関連審査を受けた場合)にあつては、<u>2万9,000円</u>)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以下のもの <u>9万4,000円</u>(判定機関連審査を受けた場合)にあつては、<u>1万円</u>)</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超えるもの <u>15万7,000円</u>(判定機関連審査を受けた場合)にあつては、<u>2万9,000円</u>)</p>	<p>において、同一の建築物に係るこの項のイの変更を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確</p> <p>変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以下のもの <u>9,000円</u>(判定機関連審査を受けた場合)にあつては、<u>1万1,000円</u>)</p> <p>b 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超えるもの <u>21万4,000円</u>(判定機関連審査を受けた場合)にあつては、<u>3万円</u>)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以下のもの <u>5万3,000円</u>(判定機関連審査を受けた場合)にあつて</p>

現行		改正案	
			<p>認に係る手数料の額を加算した金額とする。</p>
			<p>は、1万1,000円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 9万4,000円(評価機関連審査を受けた場合)にあっては、3万円</p>
			<p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が200平方メートル以下のもの 3万7,000円(評価機関連審査を受けた場合)にあっては、5,000円) b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 4万1,000円(評価機関連審査を受けた場合)にあって</p>
建築 物工 ネル ギ一 消費 性能 基準 適合 認定	1件	1 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合	

現行	改正案
	<p>計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>は、<u>5,000円</u></p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以下のものは、<u>9,000円</u>(評価機関連審査を受けた場合)は、<u>5,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、<u>2万円</u>(評価機関連審査を受けた場合)は、<u>5,000円</u></p> <p>イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適</p>

現行	改正案
	<p>合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 12万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万1,000円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 3万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p>

現行	改正案
	<p> <u>査を受けた場合</u>にあっては、<u>1万円</u>） <u>b</u> <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>6万1,000円(評価機関審査を受けた場合)にあっては、2万1,000円)</u> <u>ウ</u> <u>住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(ア)</u> <u>当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合</u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>a</u> <u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> <u>24万6,000円(判定機関審査を受けた場合)にあっては、1万円)</u> </p>

現行	改正案
	<p>ては、<u>1万円</u>)</p> <p>b 床面積の合計が <u>300平方メートル</u>を超えるもの <u>39万8,000円</u>(判定機関審査を受けた場合)にあつては、<u>2万9,000円</u>)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物について省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が <u>300平方メートル</u>以下のもの <u>9万4,000円</u>(判定機関審査を受けた場合)にあつては、<u>1万円</u>)</p> <p>b 床面積の合計が <u>300平方メートル</u>を超えるもの <u>15万7,000円</u>(判定機関審査を受けた場合)にあつては、<u>2万9,000円</u>)</p>
(略)	(略)

恵庭市手数料徴収条例新旧対照表（抄）＜第2条関係＞

		現行			改正案			
第1条～第7条（略）		第1条～第7条（略）			第1条～第7条（略）			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
戸籍 及び 住民 登録 関係	種類	金額		備考	種類	金額		備考
		単位	額			単位	額	
		(略)				(略)		
	身分に関する証明	1通	300円		身分に関する証明	1通	300円	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)による通知カードの再交付	1件	500円					
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号カードの再交付	1件	800円					
		(略)				(略)		

議案第3号

恵庭市税条例の一部改正について

恵庭市税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第101条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改め、同条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第102条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第24条の2第1項第1号及び附則第4条の改正規定並びに次条の規定は、令和4年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が前条ただし書きに規定する規定の施行の日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が前条ただし書きに規定する規定の施行の前日に支出したこの条例による改正前の恵庭市税条例第24条の2第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税

法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第105条第1項若しくは第2項	恵庭市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「令和3年改正条例」という。）附則第4条第3項
第10条第2号	第105条第1項若しくは第2項	令和3年改正条例附則第4条第2項
第10条第3号	第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書でその提出期限	令和3年改正条例附則第4条第3項の納期限
第105条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式

第105条第5項	第1項又は第2項	令和3年改正条例附則第4条 第3項
第107条の2第1項	第105条第1項又は第2 項	令和3年改正条例附則第4条 第2項
	当該各項	同項
第108条第2項	第105条第1項又は第2 項	令和3年改正条例附則第4条 第3項

- 5 新条例第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第24条（略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p>	<p>第1条～第24条（略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p>

現行	改正案
<p>る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。)</p> <p>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)</p> <p>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金()</p> <p>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。)</p> <p>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金()</p>	<p>る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)</p> <p>に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除</p>

現行	改正案
<p>___当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)ケ (略)</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの)及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条～第100条の2 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 101 条 たばこ税の課税標準は、第 99 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第 105 条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。</p>	<p>き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)ケ (略)</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの)出資に関する業務に充てられることが明らかでないもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条～第100条の2 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 101 条 たばこ税の課税標準は、第 99 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第 105 条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。</p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定められた<u>ばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算</p>	<p>(略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算</p>

現行	改正案
<p>定した金額 4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 102 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,122 円</u>とする。</p> <p>第 103 条～第 149 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第 4 条 平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 20 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第 5 条～第 28 条 (略)</p>	<p>定した金額 4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 102 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,552 円</u>とする。</p> <p>第 103 条～第 149 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第 4 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 20 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第 5 条～第 28 条 (略)</p>

議案第4号

恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求めらる。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>6～8（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>第5条～第7条（略）</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>6～8（略）</p>

現行	改正案
第9条~第15条 (略)	第9条~第15条 (略)

議案第5号

恵庭市墓地の設置及び管理条例の一部改正について

恵庭市墓地の設置及び管理条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市墓地の設置及び管理条例の一部を改正する条例

恵庭市墓地の設置及び管理条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 墓地の使用許可等に関する業務

第19条第3項中「場合においては、」の次に「第4条から第9条及び」を加え、「第18条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

恵庭市墓地の設置及び管理条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第18条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条 市長は、墓地及び多目的広場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、墓地及び多目的広場の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、墓地及び多目的広場の管理運営に関する業務のうち、市長が定める業務</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、<u>第16条(第3項及び第4項を除く。)</u>から第18条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>第20条・第21条（略）</p>	<p>第1条～第18条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条 市長は、墓地及び多目的広場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、墓地及び多目的広場の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>墓地の使用許可等に関する業務</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、墓地及び多目的広場の管理運営に関する業務のうち、市長が定める業務</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、<u>第4条から第9条及び第16条(第3項及び第4項を除く。)</u>から前条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>第20条・第21条（略）</p>

議案第6号

恵庭市地域集会施設条例の一部改正について

恵庭市地域集会施設条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市地域集会施設条例の一部を改正する条例

恵庭市地域集会施設条例（昭和56年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「黄金南会館」を「黄金中央会館」に改め、同表戸磯会館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市地域集会施設条例新旧対照表 (抄)

現行	改正案																										
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>中恵庭会館</td> <td>恵庭市中央382番地1</td> </tr> <tr> <td>黄金南会館</td> <td>恵庭市黄金南1丁目5番地8</td> </tr> <tr> <td>戸磯会館</td> <td>恵庭市戸磯385番地14</td> </tr> <tr> <td>黄金北会館</td> <td>恵庭市黄金北3丁目1番地5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		中恵庭会館	恵庭市中央382番地1	黄金南会館	恵庭市黄金南1丁目5番地8	戸磯会館	恵庭市戸磯385番地14	黄金北会館	恵庭市黄金北3丁目1番地5	(略)		<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>中恵庭会館</td> <td>恵庭市中央382番地1</td> </tr> <tr> <td>黄金中央会館</td> <td>恵庭市黄金南1丁目5番地8</td> </tr> <tr> <td>黄金北会館</td> <td>恵庭市黄金北3丁目1番地5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		中恵庭会館	恵庭市中央382番地1	黄金中央会館	恵庭市黄金南1丁目5番地8	黄金北会館	恵庭市黄金北3丁目1番地5	(略)	
名称	位置																										
(略)																											
中恵庭会館	恵庭市中央382番地1																										
黄金南会館	恵庭市黄金南1丁目5番地8																										
戸磯会館	恵庭市戸磯385番地14																										
黄金北会館	恵庭市黄金北3丁目1番地5																										
(略)																											
名称	位置																										
(略)																											
中恵庭会館	恵庭市中央382番地1																										
黄金中央会館	恵庭市黄金南1丁目5番地8																										
黄金北会館	恵庭市黄金北3丁目1番地5																										
(略)																											

議案第7号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更することについて議決を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 町の区域を変更するもの

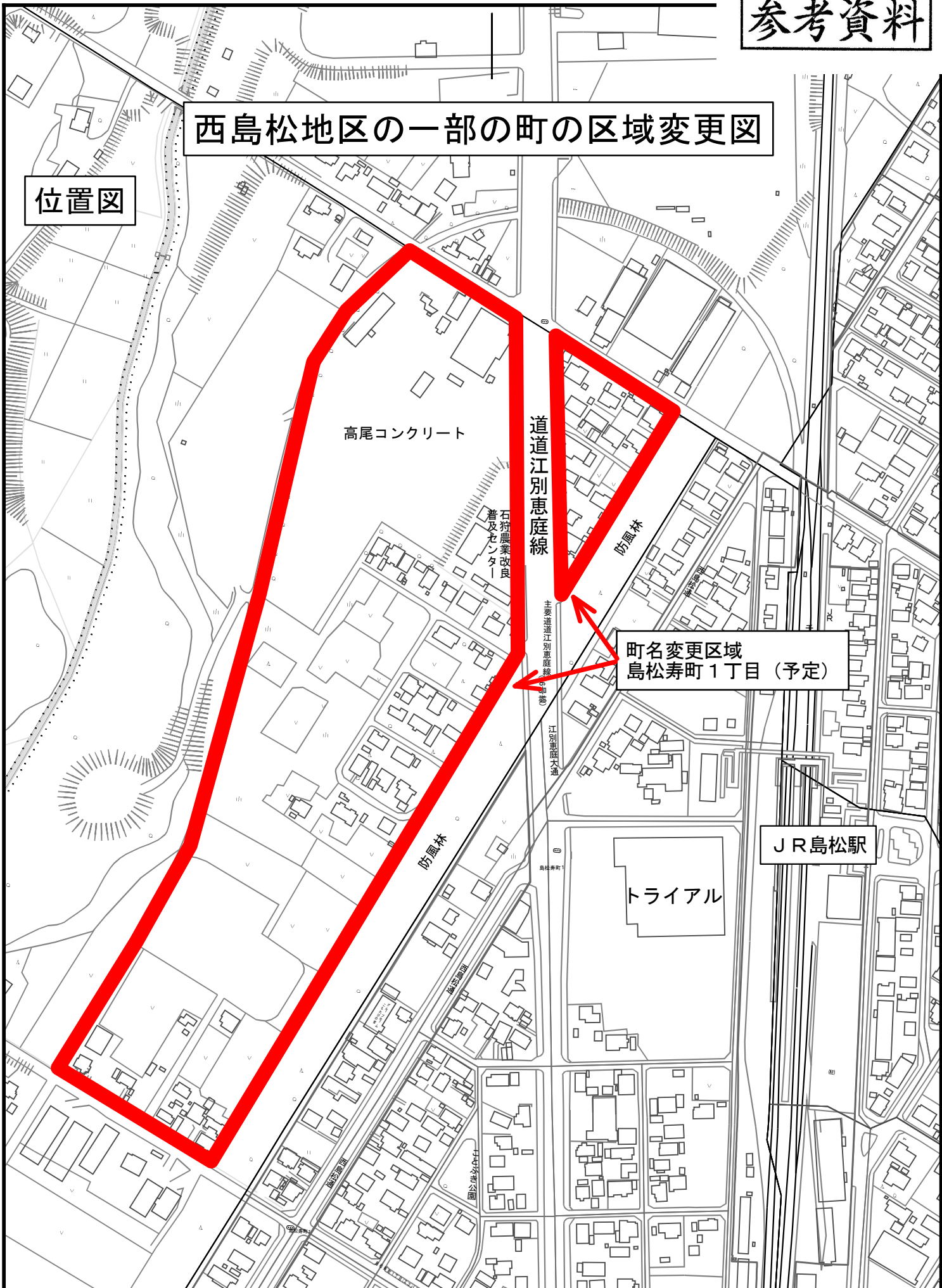
町の名称	変更する町の区域の名称	変更する町の区域
島松寿町1丁目	西島松	同町の一部

2 施行期日

令和3年10月2日

西島松地区の一部の町の区域変更図

位置図



町名変更区域
島松寿町1丁目(予定)

JR島松駅

縮尺 1 : 3000

議案第8号

市道の認定及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道を次のとおり認定及び変更することについて議決を求める。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市 道 認 定 路 線

路線番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1536	西島松5号線	西島松122番地66	
		西島松121番地62	
1537	西島松6号線	島松寿町1丁目16番地4	
		西島松123番地1	
1538	西島松7号線	西島松123番地2	
		西島松123番地3	
1539	西島松8号線	西島松121番地2	
		西島松120番地3	
1540	西島松9号線	西島松121番地26	
		西島松90番地4	
1541	西島松10号線	西島松121番地61	
		西島松120番地24	

1 5 4 2	西島松 5 番線	西島松 1 2 3 番地 1	
		西島松 1 2 1 番地 5	

市 道 変 更 路 線

路線番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 8 0	旧	西島松 4 番線	西島松 1 2 1 番地 2	
			西島松 1 2 1 番地 2	
	新		西島松 1 2 1 番地 2	
			西島松 1 2 3 番地 2	
1 4 8 1	旧	西島松 2 号線	西島松 1 2 1 番地 1 9	
			西島松 1 2 1 番地 2 1	
	新		西島松 1 2 1 番地 1 8	
			西島松 1 2 1 番地 9	

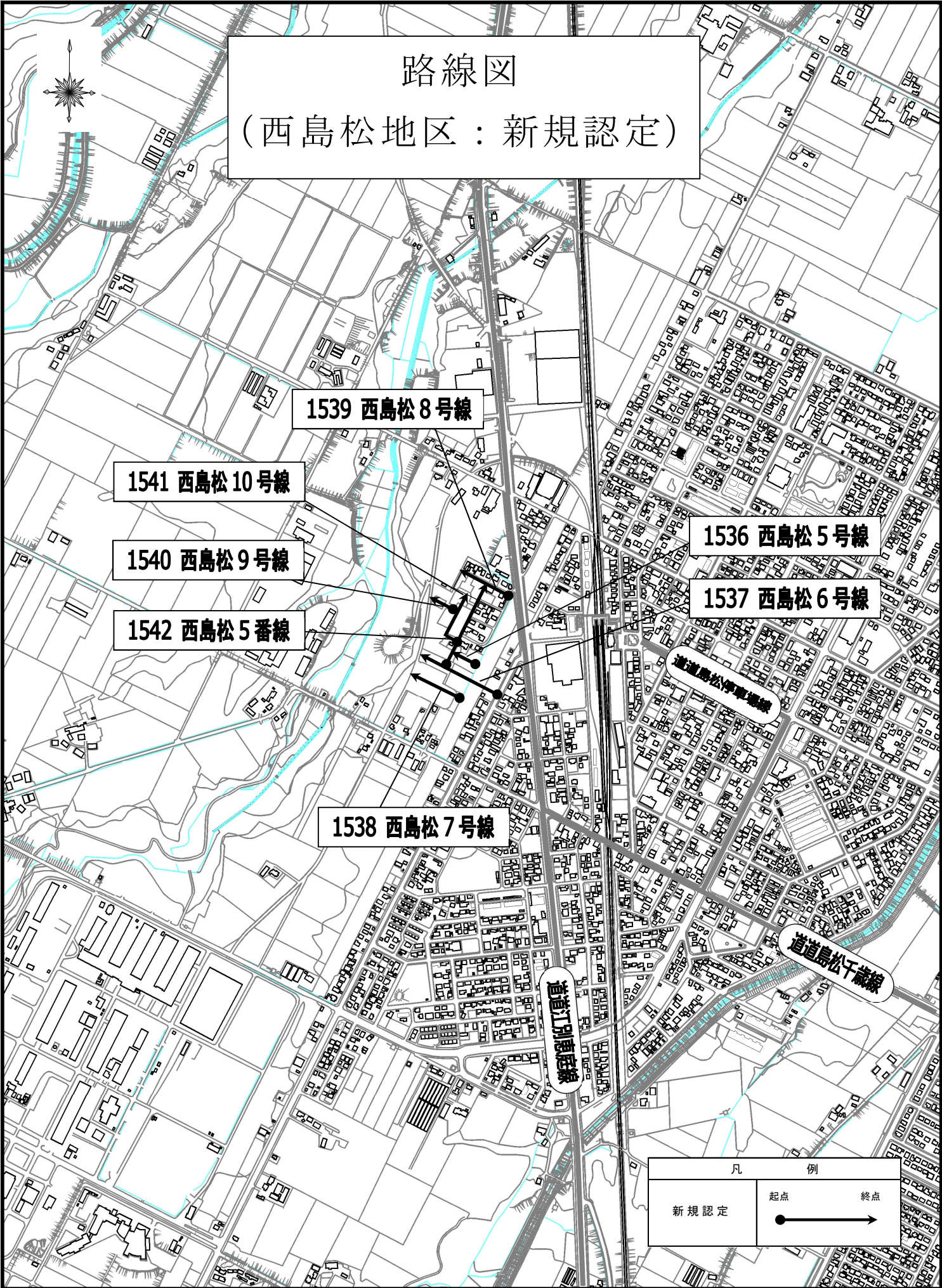
市道認定路線

路線番号	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
1536	西島松5号線	8.0m	50.09m	57.00m
1537	西島松6号線	8.0m～11.3m	175.59m	186.79m
1538	西島松7号線	8.0m	100.69m	108.72m
1539	西島松8号線	6.0m～8.0m	104.26m	111.07m
1540	西島松9号線	8.0m	45.90m	54.11m
1541	西島松10号線	8.0m	140.44m	148.45m
1542	西島松5番線	8.0m	185.12m	199.06m

市道変更路線

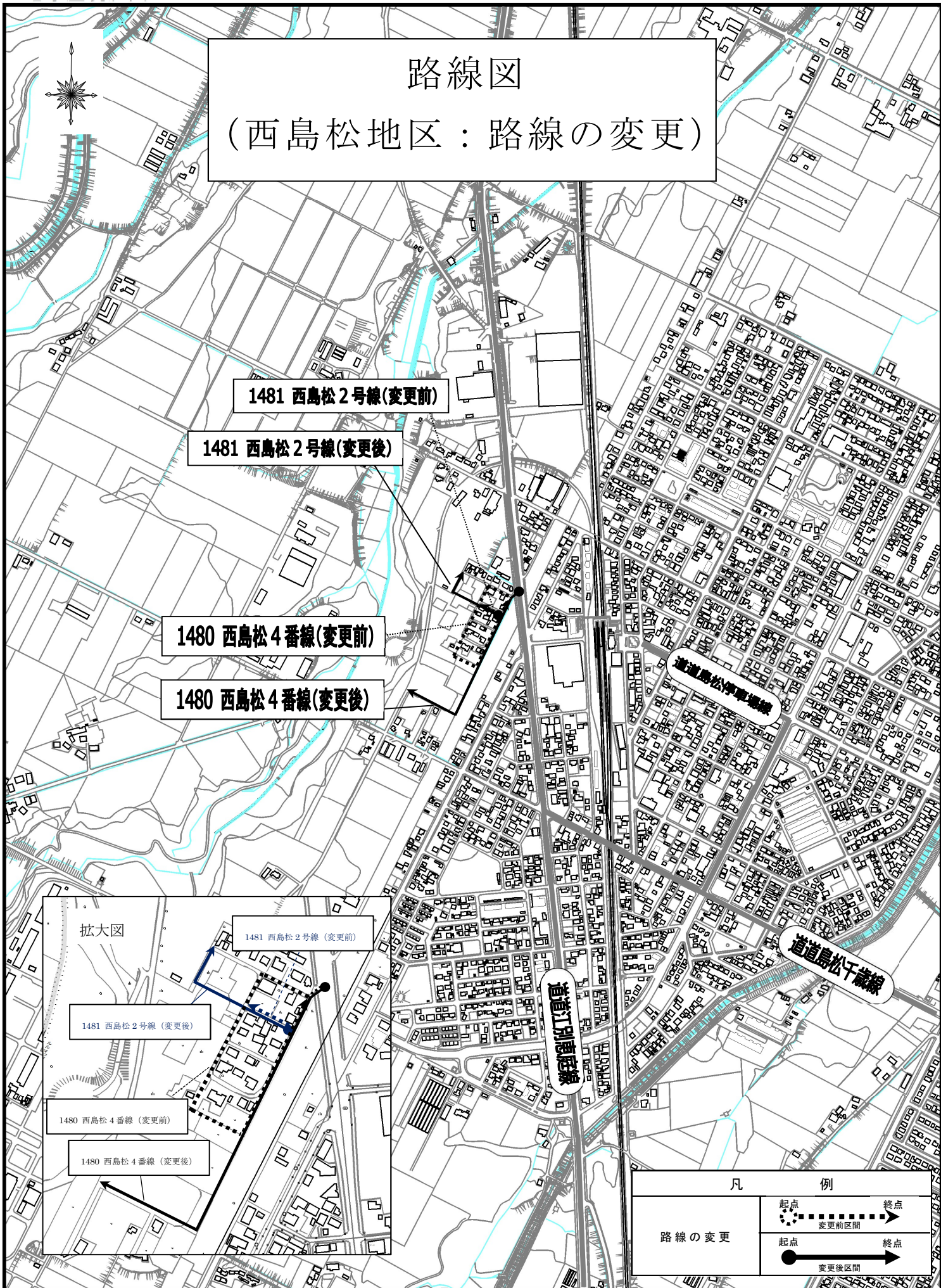
路線番号	旧 新 別	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
1480	旧	西島松4番線	6.0m	437.70m	450.20m
	新		6.0m～8.0m	373.08m	392.06m
1481	旧	西島松2号線	6.0m	50.40m	56.40m
	新		6.0m～8.0m	141.18m	148.21m

路線図 (西島松地区：新規認定)



縮尺 1 : 10000

路線図 (西島松地区：路線の変更)



議案第9号

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,137,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,636,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加および変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

歳入	歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金				5,146,244	700,787	5,847,031
			1. 国庫負担金	3,858,147	220,985	4,079,132
			2. 国庫補助金	1,269,363	479,802	1,749,165
17. 道支支出金				2,408,290	271,134	2,679,424
			1. 道負担金	1,601,758	266,314	1,868,072
			2. 道補助金	637,658	4,820	642,478
18. 財産収入				19,799	8,334	28,133
			2. 財産売却収入	453	8,334	8,787
19. 寄附金				510	3,150	3,660
			1. 寄附金	510	3,150	3,660
20. 繰入金				1,391,523	14,657	1,406,180
			1. 繰入金	1,391,523	14,657	1,406,180
21. 繰越金				112,484	130,599	243,083
			1. 繰越金	112,484	130,599	243,083
22. 諸収入				588,208	9,300	597,508
			5. 雑収入	478,477	9,300	487,777
			合計	28,498,667	1,137,961	29,636,628

千円

歳出	歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費				3,254,212	1,099,108	4,353,320
			1. 総務管理費	3,036,431	1,098,338	4,134,769
			3. 戸籍住民基本台帳費	92,099	770	92,869
3. 民生費				10,574,401	28,717	10,603,118
			1. 社会福祉社費	4,932,438	1,975	4,934,413
			2. 児童福祉社費	4,080,610	26,742	4,107,352
			4. 衛生費	1,859,841	1,173	1,861,014
			2. 保健体育費	235,532	1,173	236,705
6. 農林水産業費				510,469	3,184	513,653
			1. 農林費	510,469	3,184	513,653
8. 土木費				3,096,324	2,750	3,099,074
			5. 住宅費	97,729	2,750	100,479
10. 教育費				1,954,490	3,029	1,957,519
			1. 教育総務費	387,279	1,792	389,071
			2. 小学校教育費	838,570	200	838,770
			3. 中学校費	243,972	100	244,072
			4. 社会教育費	484,669	937	485,606
			合計	28,498,667	1,137,961	29,636,628

第二表 債務負担行為補正

		(単位 千円)	
(追加)	事項	期間	限度額
	令和3年度インターネット接続系ネットワークシステム更新事業	令和3年度～4年度	45,363

		(単位 千円)	
(変更)	事項	補正前の限度額	補正後の限度額
	令和3年度国営かんがい排水事業	133,022	134,345

令和 3年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	5,146,244	700,787	5,847,031
17. 道支金	2,408,290	271,134	2,679,424
18. 財産収入	19,799	8,334	28,133
19. 寄附金	510	3,150	3,660
20. 繰入金	1,391,523	14,657	1,406,180
21. 繰越金	112,484	130,599	243,083
22. 諸収入	588,208	9,300	597,508
歳入合計	28,498,667	1,137,961	29,636,628

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2. 総務費	3,254,212	1,099,108	4,353,320	695,967	266,314	0	34,134	102,693
3. 民生費	10,574,401	28,717	10,603,118	4,820	4,820	0	0	19,077
4. 衛生費	1,859,841	1,173	1,861,014	0	0	0	0	1,173
6. 農林水産業費	510,469	3,184	513,653	0	0	0	0	3,184
8. 土木費	3,096,324	2,750	3,099,074	0	0	0	0	2,750
10. 教育費	1,954,490	3,029	1,957,519	0	0	0	150	2,879
歳出合計	28,498,667	1,137,961	29,636,628	700,787	271,134	0	34,284	131,756

2. 歳入
(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 総務費負担金	0	220,985	220,985	1 総務費負担金	220,985	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 千円 220,985
計	3,858,147	220,985	4,079,132			

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務国庫補助金	282,740	461,482	744,222	1 総務費補助金	461,482	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 千円 460,078 地域女性活躍推進交付金 1,404
2 民生国庫補助金	122,876	4,820	127,696	1 民生費補助金	4,820	子ども・子育て支援交付金 4,820
7 地方創生推進交付金	9,740	13,500	23,240	1 地方創生推進交付金	13,500	恵庭市公式アプリ開発事業費 13,500
計	1,269,363	479,802	1,749,165			

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 総務費負担金	0	266,314	266,314	1 総務費負担金	266,314	感染防止対策協力支援金支給事業費 千円 261,120 感染防止対策協力支援金支給事務費 5,194
計	1,601,758	266,314	1,868,072			

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費補助金	千円 357,353	千円 4,820	千円 362,173	1 社会福祉補助金	千円 4,820	子ども・子育て支援交付金	千円 4,820
計	637,658	4,820	642,478				

(款) 18 財産収入

(項) 2 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 不動産売却収入	千円 1	千円 8,334	千円 8,335	1 不動産売却収入	千円 8,334	市有地処分収入 (管財・契約課)	千円 8,334
計	453	8,334	8,787				

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 寄附金	千円 510	千円 3,150	千円 3,660	1 寄附金	千円 3,150	子どもの読書活動を支える寄附 まちづくり推進基金寄附	千円 150 3,000
計	510	3,150	3,660				

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 基金繰入金	千円 1,374,409	千円 14,657	千円 1,389,066	1 財政調整基金繰入金	千円 1,157	財政調整基金繰入金	千円 1,157
				3 まちづくり推進基金繰入金	13,500	まちづくり推進基金繰入金	13,500
計	1,391,523	14,657	1,406,180				

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	千円 112,484	千円 130,599	千円 243,083	1 繰越金	千円 130,599	繰越金	千円 130,599
計	112,484	130,599	243,083				

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 雑入	千円 478,477	千円 9,300	千円 487,777	11 雑入	千円 9,300	コミュニティ助成金 (市民生活課)	千円 9,300
計	478,477	9,300	487,777				

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円	
9 地域安全 対策費	213,974	0	213,974			9,300	△9,300			8. 地域会館整備事業費 千円
10 企画 費	636,382	27,000	663,382	13,500		13,500		7 報 償 費	31	15. 恵庭市公式アプリ開発事業費 (27,000)
				国 線入金				12 委 託 料	26,960	31 26,960
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	9	9 9
12 財産管理費	94,793	8,334	103,127			8,334		24 積 立 金	8,334	5. 公共施設等管理保全基金積立金 (8,334)
				財 産 収 入				24 積 立 金	112,066	8,334
15 まちづくり 推進 基金 費	886	112,066	112,952			2,000	110,066	24 積 立 金	112,066	1. まちづくり推進基金積立金 (112,066)
				寄 附 金				24 積 立 金	112,066	112,066
17 諸 費	652,365	950,938	1,603,303			1,000	1,157	1 報 酬	5,495	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (950,938)
				国 道	948,781	1,000	1,157	3 職 員 手 当 等	8,645	5,495
					682,467	寄 附 金		4 共 済 費	1,087	8,645
					266,314			8 旅 費	123	1,087
								10 需 用 費	3,028	123
								11 役 務 費	5,569	3,028
								12 委 託 料	662,990	1,658
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	2,172	922
										448
										5,569
										5,316
										220
										33
										662,990
										2,172

17 備品購入費	709	備品購入費	709
18 負担金補助 及び交付金	261, 120	負担金補助及び交付金	261, 120
		4-8. 新型コロナウイルス感染症対策事業費 報酬 3, 858 職員手当等 6, 478 共済費 744 旅費 72 費用弁償 (通勤) 72 需用費 1, 268 消耗品費 165 印刷製本費 655 医薬材料費 448 役務費 4, 781 通信運搬費 4, 781 委託料 661, 031 コールセンター等業務委託 新型コロナウイルスワクチン等配送業務委託 ワクチン接種委託 支払事務委託 2, 122 使用料及び賃借料 備品購入費 709	
		4-10. プレミアム付商品券発行事業費	
		4-10-1. 感染予防対策事業費 (子ども家庭課) (420)	
		需用費 35	35
		印刷製本費 35	35
		役務費 385	385
		通信運搬費 385	385
		4-10-2. 感染予防対策事業費 (管財・契約課) (1, 000)	
		需用費 1, 000	1, 000
		消耗品費 1, 000	1, 000
		4-10-3. 広報費 (269)	
		需用費 182	182
		印刷製本費 182	182
		委託料 87	87
		広報宅配委託	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明	明
				補正額の財源内訳				一般財源 千円	金額 千円		
				国 道	支 出 金	地 方 債	そ の 他				
17 諸費										4-1-4. 地域女性活躍推進事業費 委託料 つながりサポート女性支援委託	(1,872) 1,872
										4-1-5. 感染防止対策協力支援金支給事業費(266,314)	
										報酬	1,637
										職員手当等	2,167
										共済費	343
										旅費	51
										費用弁償(通勤)	51
										需用費	543
										消耗品費	493
										印刷製本費	50
										役務費	403
										通信運搬費	150
										広告料	220
										手数料	33
										使用料及び賃借料	50
										負担金補助及び交付金	261,120
										感染防止対策協力支援金	261,120
計	1,598,400	1,098,338	2,696,738	962,281		34,134	101,923				

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1 戸籍住民基本台帳費	92,099	770	92,869				770	12 委託料	770	1. 一般事務費委託料 戸籍附票システム情報連携準備委託
計	92,099	770	92,869				770			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1 社会福祉総務費	128,142	1,975	130,117				1,975	24 積立金	1,975	9. 社会福祉事業推進基金積立金積立金
計	128,142	1,975	130,117				1,975			

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
4 子育て支援推進費	2,716,023	26,742	2,742,765	9,640			17,102	18 負担金補助及び交付金 24 積立金	14,462	1 8. 幼稚園等助成事業費負担金補助及び交付金 幼稚園型一時預かり事業補助金 2 1. 子育て基金積立金積立金
計	2,716,023	26,742	2,742,765	9,640			17,102			

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額 千円	
				国 道	地 方	債 の 他	千 円			
1 運 ス ポ ー ツ 振 興 費	40,120	1,173	41,293				1,173	24積立金	1,173	6. スポーツ振興基金積立金 積立金
計	40,120	1,173	41,293				1,173			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額 千円	
				国 道	地 方	債 の 他	千 円			
3 農 業 振 興 費	107,723	3,184	110,907				3,184	24積立金	3,184	7. 農業振興基金積立金 積立金
計	107,723	3,184	110,907				3,184			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額 千円	
				国 道	地 方	債 の 他	千 円			
1 住 宅 管 理 費	68,640	2,750	71,390				2,750	12委託料	2,750	1. 住宅維持管理費 委託料 住宅管理電算システムデータ移行委託
計	68,640	2,750	71,390				2,750			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千 円	地 方 債 千 円	そ の 他 千 円	一 般 財 源 千 円			
1 教 員 会 費	89,330	1,792	91,122				1,792	24積立金	1,792	8. 高等学校等入学準備基金積立金 積立金
計	89,330	1,792	91,122				1,792			1,792

(項) 2 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千 円	地 方 債 千 円	そ の 他 千 円	一 般 財 源 千 円			
1 学 校 管 理 費	133,717	200	133,917			100	100	10需用費	200	2. 学校図書館費 需用費
計	133,717	200	133,917			100	100			200 消耗品費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千 円	地 方 債 千 円	そ の 他 千 円	一 般 財 源 千 円			
1 学 校 管 理 費	90,044	100	90,144			50	50	10需用費	100	2. 学校図書館費 需用費
計	90,044	100	90,144			50	50			100 消耗品費

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額 千円	
				国 道 支 出 金 千 円	地 方 債 千 円	そ の 他 千 円	一 般 財 源 千 円			
2 青 少 年 女 性 等 教 育 費	18,864	937	19,801				937	24積立金	937	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金
計	18,864	937	19,801				937			937

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補	補正額の財源内訳			説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債		
2	1	9	8	費	費	0		9,300	△ 9,300		コミュニティ助成事業採択による財源内訳の変更
2	1	10	15	費	費	27,000	13,500				国の補助事業採択による恵庭市公式アプリ開発事業の実施
2	1	12	5	費	金	8,334			0		公有地売却収入積立
2	1	15	1	費	金	112,066		2,000	110,066		えいわ・花子さん愛情寄附積立 3,830件 ふるさと納税事業経費積立 6,164件
2	1	17	4-8	費	ス	681,063					新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額
2	1	17	4-10	費	費	0		1,000	△ 1,000		えいわ・花子さん愛情寄附の受領に伴う財源内訳の変更
2	1	17	4-11	費	費	420			420		新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として郵送による児童手当 現況届の実施
2	1	17	4-12	費	費	1,000			1,000		新型コロナウイルス感染症予防対策物品等の購入
2	1	17	4-13	費	費	269				269	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う広報えいわ臨時号の発行
2	1	17	4-14	費	費	1,872	1,404			468	新型コロナウイルスの感染拡大により不安を抱える女性に対する支援 事業の実施
2	1	17	4-15	費	費	266,314	266,314				緊急事態宣言による飲食店等を対象とした休業・営業時間短縮要請 への協力支援金の支給
2	3	1	1	費	費	770				770	デジタル手続法及び戸籍法の一部改正に伴う戸籍附票システムの情 報連携準備
3	1	1	9	費	金	1,975				1,975	えいわ・花子さん愛情寄附積立 243件
3	2	4	18	費	費	14,462	4,820			4,822	一時預かり事業の保育体制充実加算の制度改正に伴う事業費の増 額
3	2	4	21	費	金	12,280				12,280	えいわ・花子さん愛情寄附積立 1,396件
4	2	1	6	費	金	1,173				1,173	えいわ・花子さん愛情寄附積立 114件
6	1	3	7	費	金	3,184				3,184	えいわ・花子さん愛情寄附積立 324件
8	5	1	1	費	費	2,750				2,750	市営住宅管理電算システムの総合行政クラウドサービス利用に伴う データ移行費用

10	教 育 費	1	1	1	8	1,792					1,792	えにわ・花子さん愛情寄附積立 182件
10	教 育 費	2	1	1	2	200				100	100	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書購入 1件
10	教 育 費	3	1	1	2	100				50	50	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書購入 1件
10	教 育 費	4	2	2	8	937					937	えにわ・花子さん愛情寄附積立 83件
				合 計		1,137,961	700,787	271,134	0	34,284	131,756	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 1,157 繰越金 130,599

議案第10号

令和3年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和3年度恵庭市下水道事業会計予算第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
令和3年度公共下水道整備事業	令和4年度	217,000千円

令和3年6月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

債務負担行為に関する調書

(千円・年度)

事 項	限 度 額	令和2年度未までの 支出(見込)額		令和3年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金	
令和3年度公共下水道整備事業	217,000			4	217,000	98,400	116,600		2,000